

六年以上滿九年迄 金四十圓迄
 九年以上 金五十圓迄
 臨時雇及一時雇 金十圓迄
 特別手當 職工全額に對し 金十圓迄
 二會社ハ第議團ニ對シ酒肴料トシテ全一割ヲ支給スルコト(内容三千円)
 三會社ハ將來工場再開場合ハ可及的從來ノ従業員ヲ僱傭スルコト
 昭和五年十一月十四日 以上

株主會社大島製鋼所専務取締役 長谷川太郎吉
 後業員代表 砂賀七松
 藤田富士一
 藤澤善久郎
 井上次三郎
 調停官
 三會人

5 8. 25
 1573

勞務第二八〇三號
 昭和五年八月二十日
 警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 謹啟
 社會局長 長官 謹啟

吉田角鑿製作所勞働爭議(發生)ニ關スル件

要旨(1) 工場至其財界不況ニヨリ販路行詰リテ業シ難事價ニ割値下ヲ發表ス
 (2) 勞働者側ニ於テハ若内善作志投テ水ト割値下方シ交渉ス

標記工場ニ於テハ本月十六日勞働爭議發生セルカ狀況